

平成29年度小田原市小規模保育事業A型設置運営事業者募集要項

1 募集目的

小田原市では平成27年3月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の環境整備に取り組んでいますが、現在、0歳児、1歳児を中心に待機児童が増加し、低年齢児の保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

そこで、3歳未満の低年齢児の保育の受け皿の確保を効果的かつ優先的に推進していくため、小規模保育事業の設置運営事業者の募集を行います。

2 募集する事業の形態・地区・定員等

(1) 事業の形態

小規模保育事業A型

(2) 募集地区及び設置数

川西北部 1ヶ所（桜井地区周辺での開設）

(3) 定員規模

定員は10人以上19人以下とすること

(4) 定員構成

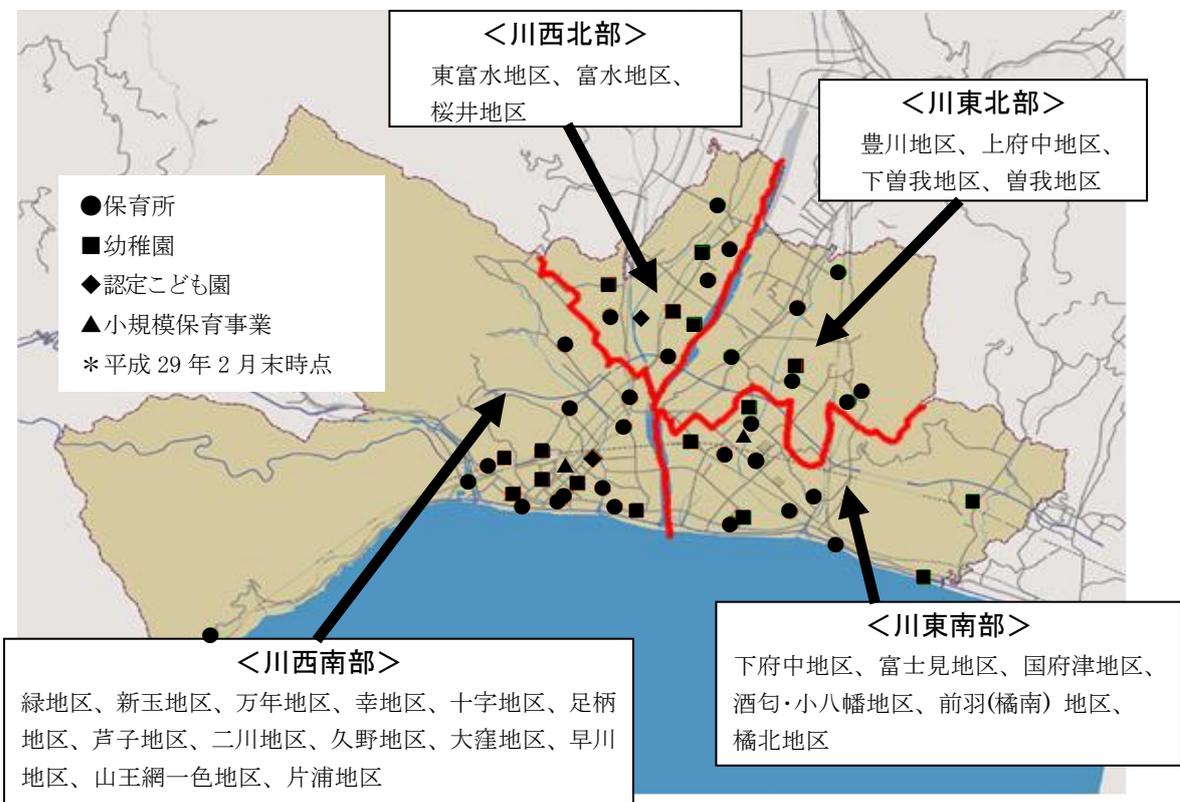
0歳児～2歳児の各年齢でバランスのとれた定員を設定すること

(5) 設置方法

既存施設（賃貸物件を含む）の改築等による事業所設置

(6) 開所日

平成30年4月2日（月）



3 応募資格

- (1) 平成29年4月1日現在、次のいずれかを満たす事業者
 - ①児童福祉法第59条の2に定める認可外保育施設を1年以上運営している事業者
 - ②児童福祉法第35条第4項に定める保育所を運営している事業者
 - ③児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業を運営している事業者
- (2) 前項の施設等の経営が安定していること。(銀行又は手形交換所の取引停止処分、手形、小切手の不渡り、又は所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。)
- (3) 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに小規模保育事業A型を設置運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- (4) 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- (5) 本市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。
- (6) 運営する施設等について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- (7) 小田原市暴力団排除条例(平成23年12月13日条例第29号)に定める内容に抵触しないこと。

4 事業所設置の条件

- (1) 経営形態・施設等
 - ①「児童福祉法」、「家庭的保育事業等の認可等について」(厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第6号)、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(以下、施行規則という)及び「小田原市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準を定める要綱」に示されている基準等を満たしていること。
 - ②事業所については、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。又は、耐震診断の結果、 I_s 値が0.6以上であること。
 - ③物件の選定に当たっては、建築確認申請、施設の用途変更等を考慮し、決定後のスケジュールが滞らないよう事前に小田原市都市部開発審査課、同建築指導課等の関係所管に確認等を行っておくこと。
 - ④消防関係法令等の要件を満たすこと。
 - ⑤違法建築物ではないこと。(検査済証等と現況が一致していること。)
*検査済証がない物件で整備を予定している場合には、事前相談時にその旨を申し出ること。
 - ⑥災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる建物であること。
 - ⑦事業所が賃貸物件の場合、原則として契約期間が10年以上の賃貸借契約等を締結すること。
 - ⑧保護者の送迎時の利便性と近隣への配慮のため、駐車場・駐輪場・ベビーカースペースを極力確保すること。
 - ⑨調理員用便所、職員休憩室、沐浴室及び医務室の確保に努めること。
 - ⑩周辺の既設保育施設との位置に配慮した設置場所とすること。

⑪周辺住民の同意が得られること。なお、周辺住民への説明については、決定後、できるだけ速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。

⑫小田原市土砂災害ハザードマップに示された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域外であること。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/nature/sediment-disaster/dosyamap.html>

⑬神奈川県が公表した津波浸水想定区域外であること。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532320/p892444.html>

⑭小田原市の税金等に滞納がないこと。

(2) 保育時間

月～金曜日：午前7時～午後6時までの11時間保育を実施するとともに、延長保育を1時間以上実施すること。

土曜日：午前7時～午後6時までの11時間保育を実施すること。

(3) 休所日

休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

(4) 職員配置

①保育士、嘱託医（小児科医または内科医及び歯科医）及び調理員を置くこと。

※ただし、調理業務の全部を委託する場合又は施行規則第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

②保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とすること。

ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

③前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

④職員配置とは別に、事業所に常駐する常勤の施設長（園長）を配置すること。

⑤保育に携わる職員（施設長を含む）は、（4）職員配置③を除き、保育士の資格を持つ者とする。当面の間、「保育所等における保育士配置に係る特例について（雇児発0218第2号平成28年2月18日）」は適用しない。

⑥職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

(5) 給食の提供

①給食は自園調理方式により提供し、施行規則第13条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合を除き、外部搬入は認めない。また、定員に応じた必要な調理員を配置すること。

※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。

- ②「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成 27 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 1 号・障発 0331 第 16 号局長部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付社援施第 65 号課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守し、給食を提供すること。
 - ③「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 3 月厚生労働省）を遵守すること。
- (6) 連携施設
- 利用乳幼児に対する保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保すること。
- (7) その他
- ①集団保育が可能な障がい児については積極的に受け入れること、また本市と連携し保育を実施すること。
 - ②保育内容等に対する苦情処理体制を整備すること。
 - ③保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。
 - ④職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
 - ⑤事業所の運営にあたっては、本市の指示に従うこと。

5 申込み手続き

(1) 募集要項の配布

平成 29 年 3 月 15 日(水)から平成 29 年 6 月 16 日(金)まで
小田原市子ども青少年部保育課（小田原市役所 5 階）又は小田原市WEB ページ上で配布します。http://www.city.odawara.kanagawa.jp/msec/index.php?msection_id=88
窓口での配布は土曜日、日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分までとします。

(2) 質問受付

- ①質問は、平成 29 年 6 月 16 日(金) 17 時まで受信した電子メールでのみ受け付けます。
- ②メールアドレス hoiku@city.odawara.kanagawa.jp
- ③質問は、様式 1「質問票」にてお願いします。お名前等、記入漏れがある場合には回答いたしません。また、送信後、保育課に電話で着信しているかどうかを確認してください。
- ④受け付けた質問については、順次、小田原市WEB ページ上で回答します。

(3) 事前相談（必須）

応募を検討されている方は、申込み手続きの前に必ず事前相談をしてください。

※事前相談のない応募は受け付けません。

様式 2「事前相談依頼書」に必要事項を記載の上、下記の必要書類を持参してください。

- 必要書類：①現地案内図（明細地図等）②計画平面図案③土地公図写④土地建物全部事項証明書⑤法人概要のわかる資料（パンフレット等）*個人の場合は不要
⑥既存の運営施設等の概要がわかる資料（パンフレット等）⑦現況写真
事前相談の日時については、電話で保育課に連絡をして調整してください。

・電話番号：0465-33-1642

・事前相談期間：平成29年4月17日(月)から平成29年6月16日(金)まで

※相談受付時間は、9時～正午、13時～17時 *土曜日、日曜日、祝日を除く

(4) 応募手続

小田原市小規模保育事業A型設置運営事業応募申込書(様式3)に必要事項を記入し、法人代表者又は個人事業主が押印のうえ、必要書類を添えて、正本1部、副本7部を直接提出してください。

※郵送等での提出は受け付けません。

※市長が必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。

※応募に係る一切の費用は、結果にかかわらず応募者の負担となります。

※応募書類等については返却しません。

※提出された応募書類は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。なお、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

※誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。

[提出先]

神奈川県小田原市荻窪300

小田原市子ども青少年部保育課(小田原市役所5階)

※提出の際、書類の確認を行うため、事前に電話にて時間の予約を行ってください。

※A4縦のフラットファイル等を用い、様式3に示す添付書類ごとにインデックスを付け、番号順に綴じてください。フラットファイル等には、名称も含め何も記入しないでください。

(5) 応募期間

平成29年6月19日(月)から平成29年6月30日(金)まで

※応募受付時間は、9時～正午、13時～17時*土曜日、日曜日、祝日を除く

6 補助金について

(1) 施設整備費補助

①改修費等

既存の建物に対して必要な施設整備、改修整備等及び改修期間中の賃料等に係る費用に対して4分の3を乗じて得た額を補助します。なお、施設整備、改修整備等については16,500千円を上限額とし、市予算の範囲内で交付します。

※施設整備費補助については、現時点では、県の安心こども基金に基づく補助を予定しています。また、当該補助は予算の範囲内での補助となります。

※当該補助金は、単年度事業が対象となることから平成29年度中に整備が完了しなかった場合、補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。

(2) 運営費補助

①公定価格

公定価格については、国の定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、

特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 28 年内閣府告示第 119 号、平成 28 年 3 月 31 日公布）に基づきます。小田原市は「100分の10地域」に該当します。

設置・運営事業者として認可され、特定地域型保育事業者として確認後、保育事業の運営に必要な経費（公定価格から、事業所が保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を支給します。

②子ども・子育て支援事業に係る補助

子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育給付費の支給及び小田原市子ども青少年部保育課所管に係る補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助等を行います。

※小田原市独自の補助金（平成 29 年 1 月 1 日現在）

小田原市では児童の処遇向上や保育所等の安定的な運営等に資するため、該当施設に対して以下のような補助金を交付しています。

- ・保育所運営費加給補助金
- ・障がい児保育費補助金
- ・産休明け乳児保育奨励費補助金
- ・乳児保育推進事業費補助金
- ・細菌検査事業費補助金

(3) 留意事項

- ①上記の補助見込額については、国・県・市における補助金制度の見直しに伴い、変更（減額を含む）が生じる場合があります。
- ②施設整備を行うために締結する契約については、小田原市契約規則等に準拠し、原則として一般競争入札に付するものとします。なお、入札にあたっては事前に、保育課と協議のうえ、執行してください。
- ③施設整備は、補助金の交付決定後に補助事業に着手することとします。なお、事前着手をした場合、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

7 設置運営事業者の選考と決定

応募申込書の書類審査やヒアリング等から総合的に判断し、市長が選定します。

- (1) 書類審査…実績や事業計画（施設の概要、物件の所在、定員、職員配置等）に係る審査
- (2) ヒアリング…児童福祉に対する熱意や識見、運営の考え方等の審査

※応募申込書の受理後であっても、募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合や応募書類が不足している場合、又は事業の設置運営事業者として相応しくない事項がある場合には、失格となる場合があります。

※応募数にかかわらず選考は行いますが、審査の結果、設置運営事業者を選定しない場合があります。

※結果については、全応募者に書面をもって通知します。

※施設整備費予算については、平成 29 年市議会 9 月定例会において、補正予算案を

提出する予定であることから、当該予算が認められない場合には、当該年度の事業を中止することがあります。そのため、選定された時点では、設置運営事業（候補）者として取り扱い、補正予算案の議決をもって、決定するものとします。

※選考の結果、設置運営事業（候補）者として選定した場合は、小田原市と応募内容に沿った施設の設置についての覚書を交わしていただきます。

※施設の設置・運営が困難となった場合等、不測の事態により決定を取り消す場合があります。

8 その他留意事項

- (1) 補助金については、国・県の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には、当該年度の事業を中止することがあります。
- (2) 審査の結果、設置運営事業者として決定された場合であっても、提出された提案内容、関係法令等に基づく小規模保育事業A型の設置運営ができない場合には、設置運営事業者としての決定を取り消す場合があります。
- (3) 設置運営事業者として決定された後に、辞退又は上記（2）の理由による当該決定の取り消しがあつた場合は、以後、当市の保育所等の公募において応募できない場合があります。
- (4) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱いに準拠してください。また、業者の選定・備品購入については、出来る限り市内企業を優先してください。

9 スケジュール（予定）

平成29年度

| | |
|----------|------------------------|
| 3月15日（水） | 公募開始 |
| 6月16日（金） | 質問受付終了 |
| 6月16日（金） | 事前相談受付終了（受付開始：4月17日から） |
| 6月30日（金） | 応募受付終了（受付開始：6月19日から） |
| 7月中旬 | 設置運営事業（候補）者選考 |
| 7月下旬 | 選考結果発送 |
| 9月 | 市議会9月定例会施設整備経費補正予算案提出 |
| 10月 | 県へ施設整備補助金交付申請 |
| 11月 | 施設整備補助金交付決定 |
| 12月 | 施設整備工事着手 |

平成30年度

4月 2日（月） 開所